

奈良県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県議会議長 山 本 進 章

奈良県議会議規則第二号

奈良県議会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その他の事故」を「、育児、介護その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにしてあらかじめ議長に届け出ることができる。

第三条中「また」を「、また」に改める。

第四条第二項中「議長」を「、議長」に改め、同条第三項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第五条第一項中「おおむね次のとおりとし、会期」を「毎会期」に改め、同項各号を削る。

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「討論」を「、討論」に改める。

第十一条第一項中「議長」を「、議長」に改める。

第十二条第一項中「、出席議員」を「出席議員」に、「延会」を「、延会」に改める。

第十七条中「、所定」を「所定」に改める。

第二十一条中「又は議員」を「、又は議員」に、「議事日程」を「、議事日程」に改める。

第三十五条第一項中「報ずる」を「報告する」に改める。

第三十七条中「、同様」を「同様」に改める。

第三十八条中「表決」を「、表決」に改める。

第四十六条中「、発言が」を「発言が」に改める。

第四十九条第三項中「、賛否」を「賛否」に、「又」を「又は」に改める。

第五十二条中「議長」を「議長」に改める。

第五十九条第一項中「、少数で」を「少数で」に改め、同条第二項中「、少数意見を」を「少数意見を」に改める。

第五十九条の二中「必要」を「必要」に改める。

第六十四条中「又は」を「、又は」に改める。

第七十条第一項中「にあつては」を「その他の団体の場合は」に、「署名又は記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中「署名又は記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第七十四条第二項中「、前項第一号」を「前項第一号」に改める。

第七十五条第二項中「、秘密会」を「秘密会」に改める。

第七十八条第二項中「議員」を「議員」に改める。

第八十条中「、議決する」を「議決する」に改める。

第八十三条中「又は騒ぎ」を「騒ぎ」に改める。

第九十四条第三項中「、協議等」を「協議等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。